

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (事前協議届) 第3条 条例第6条に規定する届出は、事前協議届(別記第1号様式)に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図及び同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し (4) 土地の登記事項証明書 (5) 配置図 (6) 各階平面図 (7)～(9) (略) (10) <u>印鑑証明書及び代表者事項証明書(法人でない場合は、印鑑登録証明書及び住民票)</u> (11) (略) 第4条 (略) (完了届) 第5条 (略) 2 前項に規定する写真は、次に掲げる事項が確認できるものとする。 (1)～(11) (略) (12) <u>連絡先等</u>表示板の位置及び整備状況 (13) (略) 第6条 (略)	第1条・第2条 (略) (事前協議届) 第3条 条例第6条に規定する届出は、事前協議届(別記第1号様式)に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>届出の日前3か月以内に交付された</u>不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図及び同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し<u>(インターネット登記情報提供サービスにより取得したものを含む。)</u> (4) <u>届出の日前3か月以内に交付された</u>土地の登記事項証明書<u>(インターネット登記情報提供サービスにより取得したものを含む。)</u> (5) 配置図<u>兼1階平面図</u> (6) 各階平面図<u>(1階平面図を除く。)</u> (7)～(9) (略) (10) <u>事業者と土地所有者が異なる場合にあっては、土地所有者から事業者の計画する建築計画及びそれに伴う土地の形質の変更等の一切の行為に関して同意を得たことが分かる書類(土地所有者の署名又は記名押印のあるもの)</u> (11) (略) 第4条 (略) (完了届) 第5条 (略) 2 前項に規定する写真は、次に掲げる事項が確認できるものとする。 (1)～(11) (略) (12) <u>第22条第2項に規定する</u>表示板の位置及び整備状況 (13) (略) 第6条 (略)

(公開スペース)	(公開スペース)
第 7 条 (略)	第 7 条 (略)
2 事業者は、条例第 1 2 条に規定する公開スペースを整備した場所に、その位置及び公開スペースである旨を表示するものとする。	2 事業者は、条例第 1 2 条に規定する公開スペースを整備した場所 <u>の付近で道路から見やすい場所</u> に、その位置及び公開スペースである旨を表示するものとする。
第 8 条～第 2 5 条 (略)	第 8 条～第 2 5 条 (略)
(地域コミュニティへの配慮)	(地域コミュニティへの配慮)
第 2 6 条 (略)	第 2 6 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 事業者は、条例第 7 条第 1 項の規定により協定を締結したファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションの建設に係る工事を完了したときは、町会、自治会等に当該建設の完了及び今後の管理に関する説明を行うものとする。	4 事業者は、条例第 7 条第 1 項の規定により協定を締結したファミリーマンション、ワンルームマンション又は小規模マンションの建設に係る工事を完了したときは、町会、自治会等に <u>対し、当該建設の完了及び今後の管理に関する事項並びに町会、自治会等からの意見等に対する対応状況について</u> 説明を行うものとする。
5 (略)	5 (略)
別表第 1～別表第 6 (略)	別表第 1～別表第 6 (略)
<u>別記第 1 号様式～別記第 6 号様式</u> (略)	(削る)
(加える)	<u>別記第 1 号様式 (第 3 条関係)</u> (別添 1 のとおり)
(加える)	<u>別記第 2 号様式 (第 4 条関係)</u> (別添 2 のとおり)
(加える)	<u>別記第 3 号様式 (第 4 条関係)</u> (別添 3 のとおり)
(加える)	<u>別記第 4 号様式 (第 4 条関係)</u> (別添 4 のとおり)
(加える)	<u>別記第 5 号様式 (第 5 条関係)</u> (別添 5 のとおり)
(加える)	<u>別記第 6 号様式 (第 6 条関係)</u> (別添 6 のとおり)
別記第 7 号様式 (略)	別記第 7 号様式 (略)
<u>別記第 8 号様式 (第 2 6 条関係)</u> (別添 7 のとおり)	<u>別記第 8 号様式 (第 2 6 条関係)</u> (別添 8 のとおり)
<u>別記第 9 号様式 (第 2 6 条関係)</u> (別添 9 のとおり)	<u>別記第 9 号様式 (第 2 6 条関係)</u> (別添 1 0 のとおり)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区マンション等の建設に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。